

## 香芝市告示第15号

香芝市生産緑地買取検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年1月23日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市生産緑地買取検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条又は第15条の規定による生産緑地の買取りの申出があった場合に、当該土地の買取りの必要性等を判断するため、香芝市生産緑地買取検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 買取りに係る土地の調査審議
- (2) 買取りに係る財源の検討
- (3) その他買取りに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員は、その代理人を委員会に出席させることができる。

3 委員会は、委員以外の者に意見を聴く等、協力を求めることができる。

4 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会議の開催に代えて、電子決裁システム（電子情報処理組織を利用して電子文書の回議及び合議を行う機能を有するシステムをいう。）による処理により議事を決することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生産緑地に関する事務を所掌する課において処理す

る。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。